## 甲州市長交際費の支出の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市情報公開条例(平成17年甲州市条例第7号。以下「条例」という。)第21条の規定により、行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、市長の交際費支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (公表項目)

- 第2条 公表する市長交際費の事項は、次のとおりとする。
  - (1) 支出月日
  - (2) 支出区分
  - (3) 支出金額
  - (4) 支出先及び内容等
- 2 前項第4号に規定する情報にあっては、条例第5条第1項第2号に該当する場合、その他相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名等の情報を公表しないものとする。

## (公表区分)

- 第3条 前条第2号の支出区分は、次のとおりとする。
  - (1) 弔慰 市政関係者等及びその親族に対する香料等に係る支出
  - (2) 見舞金 市政関係者等の病気、負傷、災害等の見舞いに係る支出
  - (3) 会費 各種会議、会合等への会費等に係る支出
  - (4) 賛助 各種大会、行事等への賛助金等に係る支出
  - (5)接遇 市政運営上必要な相手への土産等に係る支出
  - (6) 祝金 式典、会議等への祝金に係る支出
  - (7) 激励金 本市の公益性を高める個人・団体を激励するために係る支出
  - (8) 謝意 市政協力者等に対する謝意に係る支出

#### (公表の時期)

- 第4条 市長交際費の公表は、別紙様式により支出した月ごとに集計し、翌月の末日までに行うものとする。
- 2 交際費の支出の公表の方法は、甲州市ホームページ上に掲載することにより 行うものとする。

#### 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同年4月1日以降に支出する交際費から適用する。

# 別紙様式(第4条関係)

交際費支出状況 (月分)

支出月日	支出区分	支出金額(円)	支出先、内容等

累計(平成 年 月分)

支出区分	今月分		今年度累計	
	件数	支出金額 (円)	件数	支出金額 (円)
弔慰	件	0	件	0
見舞い	件	0	件	0
会費	件	0	件	0
賛助	件	0	件	0
接遇	件	0	件	0
祝金	件	0	件	0
激励金	件	0	件	0
謝意	件	0	件	0